

# テレワーク総合補償プランのご案内

～急拡大するテレワークに潜むリスクとその対策～

**MS&AD** 三井住友海上火災保険株式会社

# はじめに

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当社業務につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近年「働き方改革」を促進するための関連法規が整備され、ワークライフバランスを実現する施策のひとつとしてテレワークが推奨されています。

テレワークにより、時間や場所に縛られない柔軟な働き方が可能になり、ワークライフバランスの実現に加え、人口減少時代における労働力人口の確保、地域の活性化にもつながる取り組みとして期待されています。

さらに、新たな脅威である感染症の拡大や頻発する自然災害に対する、企業の事業継続の観点からも、テレワークの積極的な活用が期待されています。

このように急速に導入が進んでいるテレワークですが、サイバー攻撃による情報漏えいリスク、業務用パソコンの破損・盗難リスク、従業員等に対する労務リスク等、テレワークを巡る企業を取り巻くさまざまなリスクが顕在化しています。

当社では、これらのリスクに備えて、安心してテレワークが行えるように、「**テレワーク総合補償プラン**」をご用意しております。

以下、概要をご案内させていただきますので、是非ともご高覧のうえ、リスクの備えとしてご採用賜りますようお願い申し上げます。

敬具

# 急拡大するテレワーク

## テレワークとは



テレワークとは、ICT（情報通信技術）を活用した、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のことです。

「tele = 離れた所」と「work = 働く」をあわせた造語

テレワークは働く場所によって、自宅利用型テレワーク（在宅勤務）、モバイルワーク、施設利用型テレワーク（サテライトオフィス勤務など）の3つに分けられます。

1

### 在宅勤務

自宅にいて、会社とはパソコンとインターネット、電話、ファクスで連絡をとる働き方

2

### モバイルワーク

車内や顧客先、カフェ、出張先などを就業場所として、パソコンや携帯電話を使う働き方

3

### サテライトオフィス勤務

勤務先以外のオフィススペースでパソコンなどを利用した働き方

## テレワークの利用動向

令和3年通信利用動向調査（総務省）では、常用雇用者規模100人以上の企業のうち**テレワークを導入している企業の割合は51.9%**に達しており、テレワークの導入は急拡大しています。

テレワークの当初の目的は、コスト削減や業務効率の向上、働き方改革推進などですが、現在では**非常災害時の事業継続対応**としてもテレワーク環境の整備が求められています。

こうした背景を受け、多くの企業がテレワークを実現するためのシステム・労務環境整備を短期間で進めているため、従来の働き方では発生し得なかった**新たなリスク**に直面しています。

# テレワークに潜む脅威 リスクの全体像

テレワークを巡るリスクには、主に**労務リスク**、**サイバーリスク**、**財物損害リスク**が想定されます。

とりわけ、近年、損害賠償額が高額化する従業員等に対する労務リスクや深刻化するサイバーリスクへの備えはテレワーク推進における大きな課題です。

## ① 労務リスク （主に使用者賠償リスク、雇用慣行賠償リスク）

⇒ビジネスJネクストをおすすめします！

## ② サイバーリスク （主に情報漏えいリスク）

⇒サイバープロテクターをおすすめします！

## ③ 財物損害リスク （主に業務用パソコン等社有動産の持ち出し損壊リスク）

⇒動産総合保険をおすすめします！



### 【ご注意】

- ・ビジネスJネクストおよびサイバープロテクターはテレワーク中のリスクに限定した引受けを行うものではありません。
- ・動産総合保険はテレワーク用など特定の業務用パソコン等を保険の対象とします。従業員個人が所有するパソコンを保険の対象とすることはできません。

# ① 労務リスク

## 長時間労働・ストレス増大

- テレワークには、管理者による労働時間の管理が難しく、**長時間労働**になりやすいという側面があります。
- 普段と異なる環境で業務をすることによりストレスが増大し、**精神疾患の増加**にも関連するといわれています。

子どもが家にいるのに、普段と同じ成果を毎日求められ、業務時間が増えて毎日とても疲れている。

毎日深夜まで残業している社員がいたが、管理者も気付かず業務量の調整をしなかった。



## 見えない場所でのハラスメント発生

- Web会議システムの活用により、1対1でのミーティングなど管理者や他の従業員から見えないやりとりが増加します。
- プライバシー侵害や「**リモートハラスメント**※」が起こる可能性があります。

※テレワーク、リモートワーク中に受けるハラスメントのことです。

Web会議の後に、『今度、他の格好も見てみたい。パジャマなんかもいいな』と言われた。

残業しているか確認するため、上司が遅い時間にオンラインミーティングを設定する。

長時間労働により従業員がうつ病になり、家族が会社を訴えてきたら…  
セクハラ・パワハラを受けた従業員が会社を訴えてきたら…

## テレワークに潜む労務リスクへの備えが必要です

# ① 労務リスク ビジネスJネクストのご提案(1)

ビジネスJネクストは、  
業務上災害に起因する様々なリスクを総合的に補償します。

## 基本の 補償

業務に起因するケガの補償を  
政府労災とは別にお支払いします。

・死亡補償保険金  
・後遺障害補償保険金

・入院補償保険金  
・手術補償保険金

・通院補償保険金



## 2つのオプションをおすすめします

### おすすめその1

長時間労働や過剰なストレスによる過労死や精神疾患等、  
労災事故に対する高額な損害賠償請求への備え

業務上災害における損害賠償金では、**億単位**になることも珍しくは  
ありません。



うつ病による  
自殺



過労による  
脳梗塞

こうした重大な事故によって訴えられ、会社に責任があると認められれば、  
その負担金は**政府労災保険ではまかないきれないほど  
高額**になる可能性があります。

そこで

トラブル対応に備え、使用者賠償責任補償特約をおすすめします。

### 使用者賠償責任補償特約

事業者が従業員等の身体の障害に起因して損害賠償責任を  
負担した際に、政府労災保険でまかなえない自己負担部分を  
補償する特約です。

**万が一の備えに「使用者賠償責任補償特約」  
で補償の拡充をおすすめします！**



# ① 労務リスク ビジネスJネクストのご提案(2)

## おすすめその2

セクハラ・パワハラ等が原因の従業員からの  
損害賠償請求への備え

従業員はインターネットで情報を手に入れ、自分で解決手段を見つけ、**損害賠償請求**が**突然**くることも…

個別労働紛争解決制度

内容証明の送達

労働審判

従業員が弁護士を立てて訴えてきた場合には、企業側でも専門家である**弁護士の支援**が必要となるケースが多く、**費用もかかります**。

弁護士費用の発生



損害賠償金の発生



**そこで** → **トラブル対応に備え、雇用慣行賠償責任補償特約をおすすめします。**



### 雇用慣行賠償責任補償特約

会社での立場を利用したり、業務に関連させて行われた行為であると認められた場合には、**業務執行性**があるとして会社の責任を問われる場合があります。

**雇用慣行賠償責任補償特約**は、ハラスメントや不当解雇等の不当行為や第三者へのハラスメント等に起因して、事業者が従業員等から訴えられたときに**弁護士等への相談費用**や、**損害賠償金**を補償する特約です。

・補償内容の詳細や、その他の補償については、「ビジネスJネクストパンフレット」をご覧ください。

## ②サイバーリスク

### サイバーリスク

- テレワークへの移行が急速に進む中、セキュリティ対策の不備を狙った**サイバー攻撃**による情報漏えいリスクが高まっています。
- パソコンのマルウェア感染、ネットワーク・通信の盗聴などによる情報漏えいが想定されます。

#### PCのマルウェア感染



個人所有パソコンのテレワーク利用を認めたが、当該パソコンがマルウェアに感染していたため、顧客情報が漏えいした。

#### 通信の盗聴



家庭にあるWi-Fi機器（無線LAN）のパスワード設定が甘く、通信が傍受され、顧客情報が漏えいした。

### 盗難・紛失、盗み見のリスク

- 情報漏えいリスクは、サイバー空間だけの出来事ではありません。
- 会社パソコンを持ち出した際の**盗難・紛失**、会社と家以外の環境で仕事をした際の**盗み見**（ショルダーハッキング）による情報漏えいが想定されます。

#### 盗難・紛失



テレワークに使用するための端末が盗まれてしまった。同端末には、顧客情報が相当数、保存されており、顧客情報が漏えいした。

#### 盗み見（ショルダーハッキング）



カフェで仕事をしていたところ、背後にいた人がスマホのカメラを向けていた。結果として、パソコン画面に表示されていた他人の情報が漏えいした。

テレワークによって生じた情報漏えいによって、謝罪対応など各種事故対応が必要となったら・・・万一、被害者が訴えてきたら・・・

テレワークに潜むサイバーリスク（情報漏えいリスク）への備えが必要です

## ②サイバーリスク サイバープロテクターのご提案

サイバープロテクターは、  
お客さまのニーズにあわせて3つのプラン+オプションをご用意しています。

### 賠償損害

対象となる事由

#### ワイドプラン

##### エコノミープラン

##### ベーシックプラン

- ①他人の情報の漏えいまたはそのおそれ
- ②コンピュータシステムの所有、使用または管理に起因する他人の業務阻害等
- ③サイバー攻撃に起因する他人の身体障害・財物損壊

対象となる損害

#### 全プラン共通

- 法律上の損害賠償金
- 争訟費用
- 権利保全行使費用
- 訴訟対応費用

### 費用損害

対象となる事由

#### ワイドプラン

##### ベーシックプラン

- ①他人の情報の漏えいまたはそのおそれ
- ②コンピュータシステムの所有、使用または管理に起因する他人の業務阻害等
- ③サイバー攻撃に起因する他人の身体障害・財物損壊
- ④上記①～③を除き、記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃
- ⑤上記①～④を除き、記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃のおそれ  
(対象となる損害はサイバー攻撃調査費用のみ)

対象となる損害

#### ワイドプラン

##### ベーシックプラン

- 事故対応費用
- 事故原因・被害範囲調査費用
- 広告宣伝活動費用
- コンサルティング費用
- 法律相談費用
- 見舞金・見舞品購入費用
- クレジット情報モニタリング費用
- 被害拡大防止費用
- コンピュータシステム等復旧費用
- 公的調査対応費用
- 再発防止費用
- サイバー攻撃調査費用 (対象となる事由は⑤のみ)

### オプション

### 利益損害

対象となる事由

#### オプション

不測かつ突発的な事由に起因するネットワーク構成機器等の機能の停止

対象となる損害

#### オプション

- 利益保険金
- 営業継続費用保険金
- ※エコノミープランにはセットできません。
- ※一部業種にはセットできません。
- ※売上高100億円以下の事業者のみセットできます。

### ③財物損害リスク 動産総合保険のご案内(1)

#### 業務用パソコン等の破損・損壊リスク

- テレワークへの移行により、業務用パソコンやタブレット等を従業員の自宅等に持ち出した際に、従業員が自宅で誤って破損することが想定されます。



#### 業務用パソコン等の盗難リスク

- 従業員の自宅が空き巣に入られて、業務用パソコンやタブレット等を盗難されることが想定されます。



### テレワークに潜む財物損害リスクへの備えが必要です

#### 動産総合保険

動産総合保険は、テレワークに欠かせない業務用パソコンやタブレットなどの動産について、破損・汚損や盗難などの事故によって発生した損害を新価（再調達価額）にて補償します。

保険の対象	法人所有の業務用のノート型パソコン、タブレット、スマートフォン、携帯電話およびこれらの機器の付属品（注）。ただし、減価割合が50%を超えるものを除きます。（注）ルーター、ポケットwifi、マウス等をいいます。
保険金をお支払いする事故	次の偶然な事故によって発生した損害を補償します。 ○火災 ○落雷 ○破裂・爆発 ○風災・雹災・雪災 ○破損、汚損 ○盗難 ○他物の落下・飛来・衝突・その他外来の偶然な事故による破損 など
補償地域	保険の対象の保管中、使用中、携行中、運送中を問わず、保険期間中に日本国内で発生した事故による損害を補償します。所在場所を特定する必要はありません（ただし、主な保管場所を申込書に記入いただきます）。
保険金額の設定	保険金額は、保険の対象ごとに、新価（再調達価額）（注）と同額で設定します。 （注）保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額をいいます。 お支払いする保険金は保険金額が限度となりますので、保険金額を新価（再調達価額）より低く設定すると、十分な補償が受けられない場合があります。また、新価（再調達価額）を超えて設定した場合、その超過分は、保険金をお支払いできません。

## ③財物損害リスク 動産総合保険のご案内(2)

【お支払いする保険金】

$$\text{お支払いする保険金} = \text{①損害保険金} + \text{②残存物取片づけ費用保険金} + \text{③損害防止費用} + \text{④権利保全行使費用} + \text{⑤修理付帯費用保険金}$$

①損害保険金	1回の事故ごとに、損害の額 <保険金額限度> 損害の額は保険価額（再調達価額）によって定めます。損害が生じた保険の対象を修理することができる場合には、保険価額を限度とし、次の算式によって算出した額とします。 修理費－修理によって保険の対象の価額が増加した場合はその増加額－修理に伴って生じた残存物がある場合はその価額
②残存物取片づけ費用保険金	事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用 <sup>(注)</sup> <損害保険金×10%限度> (注) 取壊し費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。
③損害防止費用	事故発生時に、損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な費用 保険金額 <sup>(注)</sup> から損害賠償金の額を差し引いた残額が限度となります。 (注) 保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。
④権利保全行使費用	事故発生時に、当社が取得する損害賠償請求権その他の債権の保全および行使に必要な手続きのために支出した費用
⑤修理付帯費用保険金	火災、落雷または破裂もしくは爆発の事故により保険の対象に損害が発生した結果、その保険の対象の復旧にあたり、当社の承認を得て支出した損害の原因調査費用や仮修理費用等の必要かつ有益な費用 <保険金額 <sup>(注)</sup> ×30%または1,000万円のいずれか低い額限度> (注) 保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。

※補償内容の詳細や、その他の補償については、「動産総合保険パンフレット」をご覧ください。

**MS&AD**

**三井住友海上**

ご不明な点ございましたら、下記までご照会ください。

---

お問い合わせ先

---

株式会社新都心エージェンシー  
〒163-0436 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号  
新宿三井ビルディング36階

**FreeDial : 0120-668-007**  
**E-mail: [contact@shintoshin-ag.co.jp](mailto:contact@shintoshin-ag.co.jp)**

---

この提案書は「ビジネス」ネクスト」「サイバープロテクター」「動産総合保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず、「ビジネス」ネクストパンフレット」「サイバープロテクターパンフレット」「動産総合保険パンフレット」および「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意していますので、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。